

函館市医師会看護・リハビリテーション学院生体医工学研究
センターにおける科学研究費助成事業研究機関向けルールに
基づく内部監査実施要領

令和4年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、文部科学省および独立行政法人日本学術振興会（以下「学術振興会」という。）がその科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）に係る補助金分，基金分および一部基金分の使用について定める研究機関向けルールに基づき生体医工学研究センターが行う内部監査の実施（以下「内部監査」という。）に関し必要な事項を定める。

第2条 内部監査部門は最高管理責任者の直轄的な組織としての位置付けを明確化するとともに、実効性のある権限を付与し強化する。

(実施の時期等)

第3条 事務局長は、内部監査を実施する年度の前年度（以下「対象年度」という。）に科研費の交付を受けていた研究員を対象に4月から実施する。

(内部監査の内容)

第4条 内部監査は、文部科学省および学術振興会が定める科研費研究機関向けルールに定める通常監査かつ特別監査として実施するものであり、対象年度に係る次の各号に掲げる経費につき、書類上の調査に止まらず、実際の科研費使用状況や納品の状況等、事実関係の厳密な確認などを含めた監査を行う。

(1) 物品費 納入された物品の現物の確認

(2) 旅費

ア 研究者本人の経費に関しては、旅行命令に従って用務地に滞在していたことの確認および他団体からの旅費の支給状況の確認

イ 研究協力者の経費に関しては、旅行依頼に従って用務地に滞在していたことの確認および他団体からの旅費の支給状況の確認

(3) 謝金等 支出の原因となる協力者等の行為に係る業務の期間，時

間および内容の確認ならびに振込口座の管理状況の確認
(4) その他の経費 適宜必要に応じ事務局長が定める内容

(監査対象者の抽出方法)

第5条 前条の規定による数の研究者の抽出は、無作為に行う。

(監査及びモニタリング)

第6条 内部監査は函館市医師会看護・リハビリテーション学院事務部長が行う。

2 監査の対象は、前年度の契約実績の約10%を抽出したものとし、会計書類の検査並びに購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより 確認する。

3 内部監査の実施に当たっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図る。

4 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。

5 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

(リスクアプローチ監査の実施)

第7条 内部監査の実施には不正防止計画推進担当と連携して重要な虚偽表示が生じる可能性が高い項目についてサンプルを抽出し、抜き打ちでの監査実施を含め、重点的に監査の人員や時間を充てるリスクアプローチ監査を実施する。

2 旅費については一定期間を抽出して使用者である研究者にヒアリングし、出勤簿と照らし合わせる。また、出張の目的や概要、現地で配布された資料や撮影された写真から現地に行ったことを確認する。

3 納品後の物品等は現物確認については、幅広い監査を実施すること目的に、

監査実績の少ない教員を重点的に行い、不正防止のルールと指導の機会とする。

4 調査実施時期は4月とし、1年に1回行うものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、内部監査の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。